

議案第 1 1 9 号

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

川崎市長 福田 紀彦

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業施行条例の一部改正)

第 1 条 川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業施行条例（昭和 6 3 年川崎市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 3 条中「第 9 1 条第 4 項」を「第 9 1 条第 3 項」に改める。

(川崎市都市景観条例の一部改正)

第 2 条 川崎市都市景観条例（平成 6 年川崎市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 1 項、第 4 項及び第 5 項中「第 1 6 条第 7 項第 1 1 号」を「第 1 6 条第 8 項第 1 2 号」に改める。

第 2 0 条第 7 項中「第 1 6 条第 7 項各号（同項第 1 1 号）」を「第 1 6 条第 8 項各号（同項第 1 2 号）」に改める。

(川崎市建築基準条例の一部改正)

第3条 川崎市建築基準条例（昭和35年川崎市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第7条の表中「東京急行電鉄東横線」を「東急電鉄東横線」に、「第52条第1項第8号」を「第52条第1項第9号」に改める。

（川崎市特別工業地区建築条例の一部改正）

第4条 川崎市特別工業地区建築条例（昭和62年川崎市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「第7号」を「第9号」に改める。

（川崎市建築協定条例の一部改正）

第5条 川崎市建築協定条例（昭和46年川崎市条例第32号）の一部を次のように改正する。

本則中「者）」を「者（当該仮換地として指定された土地の上の空間又は地下に土地区画整理法第6条第8項（同法第16条第1項、第51条の4、第54条、第68条及び第71条の3第2項において準用する場合を含む。）の規定により事業計画に定められた都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項に規定する都市計画施設（その管理者（その者が地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する第一号法定受託事務として当該都市計画施設を管理する地方公共団体であるときは、国。以下同じ。）が当該都市計画施設の所有を目的とする借地権を有するものに限る。以下「特定都市計画施設」という。）が存する場合にあっては当該特定都市計画施設の管理者を含み、当該従前の土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあっては当該特定都市計画施設の管理者を除く。））」に改める。

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和8年法律第

23号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。
ただし、第1条及び第5条の規定は、同法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整備を行うため、この条例を制定するものである。